

令和3年度事業計画

はじめに

本県においては、今年、東日本大震災・原発事故から10年の節目を迎え、県内の復興・再生が更に前進したと思われませんが、一方で、今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられるほか、廃炉・汚染水対策など前例のない多くの課題を抱えております。

こうした中、令和元年東日本台風等災害からの復旧に向け、その際発生した災害廃棄物については、県等関係機関と連携しながら処理を進め、今年3月末で概ね終了しました。また、今年2月に起きた福島県沖地震により発生した災害廃棄物についても、東日本大震災及び令和元年東日本台風等の経験を活かしながら処理を進めているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症は、4月に3回目となる緊急事態宣言が発出されるなど国内外経済に甚大な影響をもたらしており、国難とも言うべき厳しい状況が継続しています。

当業界に関しては、コロナ禍において、国民生活を維持するために必要不可欠なサービスで、安定的に事業を継続することが求められていますが、感染症拡大により需要が減少していることと、依然として深刻な人手不足が続いていること、さらには、労働安全衛生上、他業種に比べて労働災害の発生率が高いことなどが報告されています。

本協会では、これまで、産業廃棄物の適正処理はもとより地域の環境保全活動等を積極的に行い、排出事業者と地域住民の信頼と期待に応えられるよう取り組んでまいりました。

今年5月、こうした取組が福島県より評価され、令和3年度優良環境保全団体として、知事表彰を賜りました。これもひとえに、会員各位のご協力・ご支援の賜物であり、この受賞を機に、猪苗代湖水環境事業をはじめ、循環型社会の実現と低炭素社会への貢献をより一層進めてまいります。

さらに、福島県沖地震等で発生した災害廃棄物の迅速な処理、産業廃棄物処理業としてのコンプライアンスの実施、人材育成及び労働安全衛生の確立並びに処理技術の向上を目指し、会員一丸となって令和3年度の事業を次のとおり推進します。

I 公益目的事業

産業廃棄物適正処理推進事業

1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及促進頒布事業

(1) 紙マニフェストの頒布及び普及

「(公社)全国産業資源循環連合会」及び「建設六団体副産物対策協議会」で発行するマニフェストの頒布・普及を行うとともに、その記載要領、交付及び回付、保存などについて必要な助言を行い、併せて委託契約締結の徹底を図ります。

(2) 電子manifestの普及

現在の紙manifestに加え、電子情報処理システムを使用した電子manifest制度が導入されたことにより、事務処理の効率化、法令遵守（コンプライアンス）、データの透明性等の利点があるとされており、その加入状況は、近年増加傾向にあります。

こうした中、（公社）全国産業資源循環連合会と各都道府県協会は、情報処理センターである（公財）日本産業廃棄物処理振興センターと連携しながら、全国的な普及促進を図ることとします。

2 不法投棄防止及び環境保全事業

(1) 不法投棄防止巡回パトロール・廃棄物撤去事業

福島県、福島県警察、関係町村と連携しながら、不法投棄・不適正処理の防止とこれらの事案に的確に対応し、地域の環境保全に努めます。

また、福島県、関係市町村及び関係団体が協力して行う、不法投棄防止対策事業等に参加するとともに、不法投棄ボランティア監視員制度に協力して不法投棄の防止と、県内の生活環境及び自然環境保全に寄与することとします。

(2) 猪苗代湖水環境保全等事業

県民の共有財産であり、国立公園である猪苗代湖の良好な水環境の保全への意識の高揚を図ることを目的として、湖北部の河口付近や湖南部の漂着ごみの撤去作業について、県民や事業者、行政、関係団体等と協働して行います。

ア 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会との共催事業により実施します。

イ 地域における清掃、ごみ撤去事業及び啓発活動を関係機関と連携して実施します。

3 研修会開催等事業

廃棄物処理法改正等に伴う研修会や産業廃棄物の適正かつ安全な処理と不適正処理を防止するための適正処理研修会を福島県や中核市などと連携を図りながら、会員事業所の従業員及び排出事業者を対象として開催します。

4 適正処理に関する相談業務

県内外からの産業廃棄物に関する処理区分、処分方法、処理業者、処理施設、許可申請に関する講習会等の照会や相談等への対応としては、的確な情報と助言を行います。

5 適正処理普及及び啓発活動事業

(1) 情報・資料等の提供

産業廃棄物に関する情報・資料を適時的確に伝達・配布します。

- ア 福島県等の関係機関や（公社）全国産業資源循環連合会から通知された情報・資料を適宜送付
- イ 「産業廃棄物処理に関する資料」等を提供
- ウ ホームページによる情報の伝達を推進
- エ 電子メールによる情報の迅速な伝達

(2) リサイクル事業の推進

会員によるリサイクル事業実施内容を会員名簿に掲載するとともに、排出事業所、行政機関等からの照会や相談に対し、資料提供を行うなど、産業廃棄物の再生利用、再資源化を積極的に推進します。

(3) 労働安全衛生活動の推進

産業廃棄物処理業における労働災害事故を減少させるため、会員が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとします。令和3年度においては、令和2年度に作成した「第2次労働災害防止計画」における活動目標の達成に向け、各会員における安全衛生水準を向上させます。

6 関係機関、団体との交流・協力事業

県内において環境保全活動や県民交流事業等を行っている団体等に参加協力します。

- (1) 地球にやさしい“ふくしま”県民会議
- (2) 福島県クリーンふくしま運動推進協議会
- (3) ふくしま環境活動支援ネットワーク会議
- (4) (公財) 福島県暴力追放運動推進センター
- (5) (一財) 福島県国際交流協会（交流協会が主催する催事に協賛）
- (6) (公社) 全国産業資源循環連合会との連携
- (7) (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターとの連携
- (8) (一財) 日本環境衛生センターとの連携

II その他の事業

1 産業廃棄物適正処理啓発講習会事業

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが行う産業廃棄物処理業の新規及び更新申請に関する講習会の実施に協力します。

種 別	実施期日	場所
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (新規)	令和3年8月31日(火)	コラッセ ふくしま
	令和3年9月1日(水)	
産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (新規)	令和3年8月31日(火)	
	令和3年9月1日(水)	
	令和4年3月3日(木) 午前	
	令和4年3月3日(木) 午後	
産業廃棄物処分業許可講習会(新規) (収集運搬課程追加)	令和3年11月16日(火)	
	令和3年11月17日(水)	
産業廃棄物収集運搬業許可講習会 (更新)	令和3年11月16日(火)	
	令和3年11月17日(水)	
	令和4年2月17日(木)	
	令和4年2月18日(金)	
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	令和3年11月18日(木)	
	令和4年2月17日(木)	
	令和4年2月18日(金)	

2 組織の強化と組織活動の推進事業

協会における業務活動は、会員の処理業者としての知識、技術など資質の向上のほか、県民の生活環境保全と公衆衛生の向上に寄与することにあります。

引き続き、協会の運営、事業内容の充実を図るため、優良な処理業者の加入に努め、組織の強化を図ります。

(1) 組織の強化

会員の処理業者としての知識、技術などの資質の向上のほか、協会の運営、事業内容の充実を図るため、優良な処理業者の加入に努め、組織の強化を推進します。

(2) 表彰事業

会員を対象として、産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて、公衆衛生・環境保全の向上に寄与し、又は業界の発展に貢献のあった個人・事業所に対し会長名で表彰を行います。また、(公社)全国産業資源循環連合会表彰、県知事表彰及び大臣表彰などの各種表彰へ推薦を行います。また、協会の業務運営に貢献のあった個人・事業所に対し協会会長名で感謝状を贈呈します。

(3) 会員研修会開催等事業

会員の能力・資質向上を図るため、福島県等の行政機関の協力を得て、産業廃棄物の適正処理等に係る研修会(勉強会)をはじめ、各方部地域協議会が主催となり、各種の講演会を行うなど幅広い内容で知識・情報の提供に取り組めます。

(4) 組織活動の推進

方部地域協議会及び業種別の部会を効率的に運営し、廃棄物の適正処理及び再生利用を促進するために組織としての活動を一層推進します。

ア 方部地域協議会活動の推進

方部地域協議会は、協会の地域組織として、研修会、情報交換会、環境保全活動等を行い、地域内会員の親睦、連帯、協調を図っています。さらに、これらの活動を通じて地域の環境保全に寄与するため、地元市町村、関係団体、排出事業所等と連携を深めながら積極的に活動します。

イ 部会活動の推進

(公社) 全国産業資源循環連合会の部会活動について各部会の会員に対し、情報提供を行うとともに、適時、各部会・幹事会を開催し、意見集約、情報の収集・伝達等を円滑に行います。

- ・ 収集運搬部会・幹事会の開催
- ・ 中間処理部会・幹事会の開催
- ・ 最終処分部会・幹事会の開催
- ・ 建設系廃棄物部会・幹事会開催
- ・ 必要に応じて合同（全体）部会・幹事会を開催

ウ 青年部会活動の推進

全国産業資源循環連合会青年部協議会等と連携しながら県協会青年部会独自の事業活動を推進し、知識と見聞を広げ、次代を担う処理業の牽引役として貢献出来るよう青年部会の活動推進と組織育成を図ります。

また、他県青年部会との交流において北海道・東北地域だけでなく関東圏域の他県との交流を進め、産業廃棄物の処理技術の向上を図るとともに、県内の経済発展に寄与するよう継続した交流を行います。

エ 要望活動等の実施

健全な事業活動を推進するうえで必要とされる環境保全活動や産業廃棄物処理に係る制度改革などについて広報活動を行うとともに、関係機関に対して要望活動等を実施します。

オ 放射性物質濃度測定・管理事業

原発事故に伴い放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理は、これまでの処理基準に加え、放射性物質の濃度により厳しい基準に適合することと、再生利用の基準が明確にされ的確に対応することが必要とされています。

このため、平成24年度に構築した産業廃棄物の放射能濃度を自ら管理できるシステムとしての廃棄物放射能濃度測定・管理事業を継続して行い、放射性物質に汚染された産業廃棄物を適正に処理します。

カ 低炭素運搬促進事業

地球温暖化対策は、産業廃棄物処理業の業界においても喫緊の課題として取り組むことが求められており、収集運搬業務における低炭素運転（エコドライブ）を浸透させるため、引き続き、デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーなど、燃費管理機器の整備に対して費用の一部を助成し、低炭素運搬を促進します。

キ 人材育成支援事業

循環型社会の形成や低炭素社会の実現に寄与する人材の能力の向上及び担い手育成を図るため、（公社）全国産業資源循環連合会や（一財）日本環境衛生センター等が実施する講習会受講の費用の一部を助成し、人材育成を支援します。

ク 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

我々産業廃棄物処理業者等は、国が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられており、国民生活を維持するために必要不可欠なサービスで、安定的に事業を継続することが求められています。このため、感染の予防と安全の確保を図るために自主的に整備する設備等に対して費用の一部を助成し、感染症対策を支援します。

(5) 産業廃棄物処理業許可期限（更新）に係る通知の実施

産業廃棄物処理業の許可期限切れを防止するため、到来日を事前に通知するとともに、更新許可の案内を行います。

(6) 法令の改正等に係る周知・関係資料等の配布

廃棄物の処理に関する法令等が改正された場合は、福島県及び（公社）全国産業資源循環連合会から通知された内容を全員に周知し、遵守の徹底を図ります。また、（公社）全国産業資源循環連合会が発行する機関誌等を配布します。

・「月刊いんだすと」の配布

・「産廃手帳」の配布

3 令和元年東日本台風等及び令和3年2月福島県沖地震による災害廃棄物処理等の協力・支援事業

令和元年東日本台風等及び令和3年2月福島県沖地震により発生した災害廃棄物の処理対策については、平成19年3月に福島県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき支援要請のあった被災自治体に対し、国、県、市町村等関係機関と連携しながら、処理体制を整備し処理事業を支援します。